

指針第1号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和6年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,620	t-CO ₂
①を除外 （温室効果ガス 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		2,620

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	2,620	t-CO ₂	2,542	t-CO ₂	3.0

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量		t-CO ₂		t-CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

温室効果ガスを、3年間で3%の削減する。

- 備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
- 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
- 備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量の分析の実施 ・電気使用量の見える化を行い、周知を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年後の3%削減目標に向けて、分析を実施する。
省エネルギー・省エネルギーの省資源の推進・空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機器等の適正運転・温度の管理 ・更新時には、高効率機器を選定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備稼働状況を監視し、適正温度調整を行う。 ・空調機器稼働時間の調整。
省エネルギー・省エネルギーの省資源の推進・OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等の電源管理。 ・更新時には、省エネ型機器を選別。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が意識し、節電に心がける。
省エネルギー・省エネルギーの省資源の推進・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・昼夜を問わず、照明器具の適正利用。 ・照明器具等のLED化 ・エレベーター等の稼働時間管理。 	<p>照明の適正利用、蛍光灯販売停止に伴い、LED器具への更新を行う。 エレベーターの使用方法確認。</p>

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

<ul style="list-style-type: none">・ペーパー類の使用量の削減。・グリーン購入法の対象商品を選定する。
--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

<ul style="list-style-type: none">・消灯等、不必要なエネルギーの使用を控える努力をする。・職員、患者様等施設に出入りする者に対し、省エネに関する啓発活動を実施する。
--